滑川市生活安定小口資金融資制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活における不時の出費に必要な小口 資金を融資するための制度を定め、もって市民生活の安定に寄与する ことを目的とする。

(資金措置)

第2条 市長は、毎年度予算の範囲内でこの制度運用のための資金(以下「資金」という。)を別に定める金融機関(以下「金融機関」という。) に預託する。

(預託利率)

- 第3条 資金の預託利率は、その都度取扱金融機関と協議の上決定する。 (融資目標)
- 第4条 資金の預託を受けた金融機関は、預託額以上の自己資金を加え た額を融資するものとする。

(融資対象者)

- 第5条 この要綱に定めるところにより、金融機関から融資を受けることのできるものは、次の各号に掲げる条件を備えているものでなければならない。
 - (1) 滑川市内に引き続き 2 年以上居住している勤労者であって、かって、同一事業所に引き続き 2 年以上勤務している者。
 - (2) 18歳以上の者。
- (3) 金融機関が定める個人ローン信用保険加入適格者又は個人ローン信用保険加入適格者の保証人をたて得る者。

(融資条件)

- 第6条 融資条件は、次のとおりとする。
 - (1) 融資限度額 50万円
 - (2) 融資期間 4年以内
 - (3) 融資利率 3.8 パーセント以内
 - (4) 償還方法 取扱金融機関の所定の方法による。
 - (5) 使途 一般生活資金又は結婚資金とする。ただし、事業資金、海 外旅行資金、投資・投機的、転貸資金、ギャンブル等の不健全資金 は、対象外とする。

(融資の制限)

第7条 この制度における融資は、同一対象者に対し2以上の融資を行う ことができない。

(申込み方法)

- 第8条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に所得証明書、住民票 謄本及び使途を証明する書類を添えて金融機関に提出し、金融機関は、申 込みに対し審査して融資の可否を決定し、申込者に通知するものとする。
- 2 前項の融資決定を受けた者は、印鑑証明書を金融機関に提出して、融 資を受けるものとする。

(融資状況の報告)

第 9 条 金融機関は、この要綱による融資状況について、毎月末現在の融資 状況を別に定める様式により、翌月 10 日まで市長に報告しなければならな い。

(調 査)

第 10 条 市長は、この制度の運営について必要と認めたときは、金融機関について調査を行うことができる。

(細 則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用について必要な事項は、 別に定める。

附 則(昭和53年滑川市告示第56-2号)

この要綱は、昭和53年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 4 年滑川市告示第 44 号) この告示は、公布の日から施行する。